



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

消費税のインボイス方式の問題点

1. 免税事業者も消費税は払った方が良い時代がくるのでしょうか？

今の制度では課税売上高が1,000万円を超えなければ消費税を納税する義務がありません。しかし消費税は仕事の依頼を受けた相手先企業に、消費税相当額を請求することができます。免税業者のフリーランスの方などは、なんかトクした気分になりますよね。しかし、その状況が、インボイス制度の導入により大きな影響が出るかもしれません。

2. 消費税納税の仕組みは

消費税には「仕入税額控除」という制度があります。あなたの会社は、消費税の納税義務のある事業者です。売り上げたときお客様から預かった消費税、そこから仕入れの際に支払った消費税を引いて納めることができます。簡単に言うと、「仕入れで支払った消費税を、差し引いて税務署に納めます」ということです。

たとえば、500万円の外注費を依頼したとします。そのとき消費税は10%にあたる50万円となりますので、あなたの会社は外注先に550万円支払うこととなります。この仕事を800万円で売り先に請求出来たとすると、消費税の10%をプラスした880万円を受け取ることとなりますが、このとき納税すべき消費税の金額は、売り上げたときに売り先から頂いた消費税分の80万円ではなく、80万円から外注さんへ支払った50万円を引いた、30万円となるということです。

3. インボイス制度とフリーランス等への影響

インボイス制度とは、直訳すると「**適格請求書等保存方式**」となるのですが、この制度が開始されると消費税の課税納税事業者だけがインボイス＝適格請求書を発行できることとなります。このインボイスがあれば上記のように仕入税額控除が変わらずに受けられるのですが、課税売上高が1,000万円以下で納税をしていない、いわゆる「免税業者」は、この適格請求書が発行できないため、仕事の依頼者、購入発注者である、**あなたの会社は、仕入税額控除が受けられない**こととなります。

そこで問題となるのは、たとえば、あなたの会社の外注先が免税事業者や消費税の申告や納税をしていない業者の場合です。インボイス制度が始まると、免税業者である外注先からはインボイスが受け取れないためこの仕入税額控除ができず、80万円をそのまま納めるしかなくなるのです。取引額が多ければ多いほど、そして業務委託の量が多ければ多いほど、その企業の負担は大きくなります。そうすると免税業者であったり、消費税の滞納等でインボイスを発行できない外注先には仕事を依頼しにくくなる、もしくは、余計な支払いが発生する分、基本となる契約金額を10%下げざるを得ない等の可能性が出てきます。

1. インボイスがある場合

売上高	880万円		外注費	550万円		利益額	330万円
本体価格	800万円	-	本体価格	500万円	=	本体価格利益	300万円
消費税 10%	80万円		消費税 10%	50万円		消費税納税額	30万円

2. インボイスがない場合

売上高	880万円		外注費	550万円		利益額	330万円
本体価格	800万円	-	本体価格	500万円	=	本体価格利益	300万円
消費税 10%	80万円		消費税 10%	50万円		消費税納税額	80万円